

大項目	長野県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画（女性支援基本計画）	第5次長野県配偶者からの暴力の防止及び被害者のための支援基本計画（DV防止基本計画）	課題	今後の取組	取組内容						
○広報・啓発の強化 ○相談窓口の周知・相談しやすい体制づくり	1 広報・周知の強化及び相談の質向上による信頼関係の構築 （課題：相談窓口、支援等を利用しない又は躊躇する女性への相談充実） (1) アウトリーチ、居場所の提供等による早期把握 (2) 相談支援の質の向上	I 暴力を許さない社会づくり 重点目標2 暴力を許さない社会の実現のための啓発の強化 ➤DV防止に係る普及啓発の推進 ➤教育現場における指導の充実 教職員に対してDVやデートDVについての研修、学校現場への啓発と指導資料の充実 等	■教育が大切。教育機関における人権教育、男女の尊厳意識を高める教育、包括的性教育の実施を計画に盛り込む必要がある。→ ① ●こどもが「こどもの権利」を学んでいないのではないか。教育委員会と連携してこどもの権利教育の充実を検討してほしい。→ ① ★DV・デートDVの背景として、ジェンダー不平等の社会構造がある。ジェンダー平等の価値観の浸透がなければ、本当の問題解決につながらない。→ ①・② ★DV認知度は85.4%だが、DVが身体的な暴力に限らず、権力に基づく支配であるとの認識に至っている場合は少ないのではないか。→ ② ★デートDV防止啓発の活動が少ない。→ ② ■県が取り組む「DV防止」や「困難な問題を抱える女性のへの支援」が、本当に困っている方に届くよう広報と周知をお願いしたい。→ ①・②・③ ◆広報・周知先として、県内の高校や短大等が挙げられているが、特に高校については、設置主体にかかわらず幅広く広報・周知していただきたい。→ ①・②・③ ●働きながら子育てする女性は、固定的な性別役割分担意識のため負担が大きく、ライフステージが思い通りにならないことがある。→ ① ●相談窓口の敷居を低くし、相談のハードルを下げる必要がある。→ ③ ■DVは女性からの加害もあるため、女性も男性も含めた困難を抱える人への支援へと転換することを検討課題とするべき。→ 「体制整備・強化①」 ■DVは女性だけでなく男性も被害にあうということの広報が必要。声を出しにくいという点では女性と変わらない。→ ②	●性別役割や「らしさ」の刷り込みは根深く、次世代がジェンダー規範に縛られずに生きられるようにするため、幼少期から県レベルでジェンダー平等教育を実施することが望ましい。（教育への投資は最も効果が良い。）→ ① ★幼稚園・保育所や小学校からのジェンダー教育が求められる。→ ① ●DV防止対策として、一番効果があるのは教育である。デートDV防止・包括的性教育など、人との平等な関係を基本とする教育を進めていただきたい。→ ② ★様々な教育や啓発が行われているが、その交通整理とともに、まずは、教える側にジェンダー平等の認識を持ってもらうことが必要。→ ① ★県として、全ての施策においてジェンダーの視点を基本においた（ジェンダー主流化の）取組が必要ではないか。→ ① ★小学生や中学生の頃から、様々な相談窓口を周知していくことが大事。→ ③ ★他県では、DVを未然に防ぐために、男性への周知・啓発を行っている。→ ②	広報・啓発 ①子どもに向けた教育及びミドル世代、シニア世代に向けた教育、啓発活動再掲 （あらゆる性的・ジェンダーに基づく暴力を容認しない人権意識の醸成） ・子どもの性被害予防を目的とした研修会等の開催や開催する地域団体等に対する支援 ・一般県民向けの講演会や、市町村、地域、企業等への「出前講座」の実施 <table><tr><td>成果指標</td><td>現状 (R6)</td><td>目標値 (R12)</td></tr><tr><td>DV（配偶者等への暴力）の認知度</td><td>86.3%</td><td>100%</td></tr></table> ※「男女共同参画に関する県民意識調査」より。 ②DVやデートDV防止のための若年層に対する教育・啓発の実施 ・小学生、中学生、高校生、大学生等を対象としたデートDVに関する講座の実施やリーフレットの配布によるDVの予防啓発 ・内閣府の「女性に対する暴力をなくす運動」（11/12～11/25）において、運動期間中の積極的な広報・啓発 ③支援につなげるための相談窓口の広報・周知の強化 ・県内の小学校、中学校、高校、短大、専門学校、大学等に対する相談窓口に関する周知 ・インターネットやSNSでの情報発信や街頭啓発活動の実施（アウトリーチ等による早期の把握）	成果指標	現状 (R6)	目標値 (R12)	DV（配偶者等への暴力）の認知度	86.3%	100%
成果指標	現状 (R6)	目標値 (R12)									
DV（配偶者等への暴力）の認知度	86.3%	100%									

大項目	長野県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画（女性支援基本計画）	第5次長野県配偶者からの暴力の防止及び被害者のための支援基本計画（DV防止基本計画）	課題	今後の取組	取組内容（案）						
○一時保護体制の充実（強化・多様化） ○一時保護等における支援等の拡充	2 一時保護機能の多様化及び支援の拡充 （課題：支援業務の特性による一時保護施設及び女性保護施設）の制約 （1）多様な問題を抱える女性に対する一時保護 （2）心身の健康の回復及び生活支援 ・同伴児童支援のための保育士、学習支援員の確保 ・被害者及び同伴児童に対して精神的なケアを行うためのカウンセラーの確保 ・女性相談支援センター、児童相談所の連携による同伴児童支援の強化	Ⅲ 保護体制の強化 ◆重点目標1 相談・通報に迅速・的確に対応するための体制整備 ➢各圏域のネットワーク会議等で連絡体制を確認。事例ごとに関係者会議を開催。対応困難事例を集約した上で会議等において事例検討の実施。 ◆重点目標2 一時保護体制の充実 ➢被害者の国籍、性別、障がいの有無、年齢等にかかわらず支援を提供するための体制整備。	★一時保護（委託）の利用が少ない現状がある。→ ② ★以前と比べて一時保護を希望する人が少なくなっている。生活スタイルの変化に合わせ、一時保護のあり方をより柔軟にしていくことが課題である。→ ② （緊急避難事業、公営住宅への入居、民間団体の支援など、様々な選択肢ができつつあることも、一時保護（委託）が減少している一因として考えられる。） ●DV被害者の避難を基本とする対応を見直し、DVが人権侵害・犯罪であることを前提に、加害者に責任を取らせる仕組み作りが必要。加害者が家を出る、加害者プログラムを受けさせたりする対応を検討するべき。→ ③ ★DVの被害者は家を出たいわけではない。家を出ては戻り、出ては戻りということは当たり前であり、決断には時間がかかる。本当はDVする人によって変わって欲しいと思っている人も多い。→ ③ ★こどもがいる女性の場合は、DV問題を解決するための手段として、避難という選択肢が取りにくい（生活を変化する避難を求めない）という実態がある。→ ② ★DVの被害を受け、繰り返し家を出たり、戻ったりする方をどう継続的にサポートするかという課題がある。→ ①・②	★被害者の保護だけでなく、DV加害者プログラムを実施するなど加害者へアプローチする。→ ③	①質向上による相談支援機関の体制強化 ・女性相談支援員等へのトラウマインフォームドケア等に関する専門研修の実施及び支援体制の整備 ・女性相談支援員等のバーンアウト防止のためのスーパービジョン（メンタルヘルスケア含む）体制の整備 ・外国人や障がい者、性的少数者等への相談対応の強化 ②一時保護機能の多様化及び支援の拡充 ・困難な問題を抱える女性に対する休日・夜間の緊急避難支援事業の活用 ・利用者及び同伴児童等の実情を考慮した柔軟な一時保護の実施及び一時保護委託施設の確保 ・利用者及び同伴児童等に対する心のケアに関する支援の充実						
○自立支援の充実・強化	3 自立支援のさらなる充実 （課題：困難な問題を抱える女性の自立に向けた調整機能の強化） （1）同伴児童等への支援 ・児童相談所、児童家庭支援センターとの連携による心のケアの充実 （2）自立支援の充実 ・自立支援計画の策定による適切かつ継続的な支援 ・各種手続窓口に繋げる同行支援 ・生活就労支援センター「まいさば」との連携による就労や住まい、家計等の相談の充実 （3）アフターケアに関する支援の強化 ・女性相談支援員を中心とした伴走型支援 ・市町村等と連携した継続的なフォローアップ	Ⅳ 自立支援の強化 ◆重点目標1 被害者の状況に応じた個別支援 ➢被害者の安全及び心身の安定に対する支援の充実。 ◆重点目標2 子どもへの支援 ➢子どもの心のケアの充実。区域外入所・就学等の支援。 ◆重点目標3 関係機関との連携による被害者等の安全確保及び情報管理の徹底 ➢警察等との連携。市町村の支援措置の適切な運用。	■相談現場での二次被害を防ぐために、専門家とも連携し、トラウマインフォームドケアの研修と暴力と支配についての研修を女性相談支援員等が受けられる体制を整備する必要がある。→ ① ■DVやハラスメント、虐待などの暴力被害者は、長期にわたり心的外傷による生きづらさを抱えている。多くが複雑性PTSDの症状を抱えており、社会的自立にはトラウマケアにつながる必要がある。公的な支援や保護を受けても、ケアにつながらず、民間団体が支援を代替している実態がある。→ ①・②・④ ★DV被害者は生きる力や考える力を奪われた状態にある場合が多い。そうしたトラウマから回復・脱却できるケアを受けられる必要がある。→ ①・②・④ ■当法人の母親たちの支え合い事業により、危機的な状況の親が当事者同士の繋がりで困難を乗り越え、前向きな気持ちを取り戻している。出生率の低下やこどもの自殺、虐待の増加は、子育て環境が苦しく孤立していることを示す。こどもの育ちのためにもDV支援や親の支援をもっと手厚くする必要がある。→ ①・②・④ ■女性と一緒に生活するこどもも愛着形成が不十分であったり、不登校の課題を抱えている。県は、女性支援、こどもの安心な居場所の提供など、民間団体と協働する施策を進めるべき。→ 「連携強化②」 ★こどもの育ちの課題がある。家庭の状況により、気持ちや意見を抑圧されて育ってきた場合に様々な問題が起こりやすくなる。→ 「広報・啓発①」	●県としてDV加害者対策に取り組むべき。 また、児童虐待防止法ではこどもの面前でのDVは虐待であるとされていることから、DV加害者に対して児童相談所でこどもへの影響を中心にした加害者プログラムを実施するべき。→ ③ ★こどもがいる家庭におけるDVはこどもへの心理的な虐待にあたる。他県においては、児童相談所でDV加害者（被害者）プログラムを実施している。→ ③	<table><tr><th>成果指標</th><th>現状 (R6)</th><th>目標値 (R12)</th></tr><tr><td>一時保護による支援の満足度（退所時）</td><td>87.5%</td><td>100%</td></tr></table> ※「満足」又は「やや満足」と回答した人の割合 ③DV加害者プログラムの推進（被害者の保護以外のアプローチ） ・プログラム実施団体等との連携を推進するなどのプログラム実施の体制づくり ④自立支援のさらなる充実 ・困難な問題を抱える女性の心身の安定に対する支援の充実 ・住宅の確保や就業支援を含む経済的支援の充実 ・困難な問題を抱える女性及び同伴児童等に対する心のケアに関する支援の充実 ・女性相談支援員を中心とした伴走型支援によるアフターケアの実施	成果指標	現状 (R6)	目標値 (R12)	一時保護による支援の満足度（退所時）	87.5%	100%
成果指標	現状 (R6)	目標値 (R12)									
一時保護による支援の満足度（退所時）	87.5%	100%									

大項目	長野県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画（女性支援基本計画）	第5次長野県配偶者からの暴力の防止及び被害者のための支援基本計画（DV防止基本計画）	課題	今後の取組	取組内容（案）															
○支援のための体制作り ○関係機関の連携強化 ○民間団体の掘り起し	4 支援機関の体制・連携強化及び民間団体等の掘り起こし （課題：女性支援を行う民間団体等が少数） (1) 支援のための体制づくり ・支援者のバーンアウト（燃え尽き症候群）防止のためのサポート体制強化 ・女性相談支援センターのスーパーバイズ機能の強化 (2) 関係機関の連携強化 ・支援調整会議、圏域ネットワーク会議における情報、対応策等の共有 ・市町村基本計画の策定支援 ・個人情報の取扱い、本人同意の徹底 (3) 民間団体等の掘り起こし ・シェルター、相談窓口、研修業務を行う民間団体等発掘	I 暴力を許さない社会づくり ◆重点目標3 関係機関の連携による支援体制の整備 ➢県内の配偶者暴力相談支援センターと関係機関の連携強化 ➢県域・圏域ネットワークの強化 女性相談員と要保護児童地域対策協議会との連携強化 等 ➢関連する地域ネットワークとの連携 II 相談体制の充実 ◆重点目標1 相談機関の充実 ➢専門研修の充実。組織的対応の推進。 ◆重点目標2 市町村の相談体制強化への支援 ➢市町村基本計画の策定に向けた支援 ➢市町村の相談体制強化への支援 全市町村の担当者会議の開催 国のマニュアル等を活用し、配偶者暴力相談支援センター設置や女性相談員配置の働きかけ等 ◆重点目標3 外国人・男性被害者等への対応の充実 ➢男性相談日の設定。性的マイノリティへの適切な支援 ◆重点目標4 性犯罪・性暴力被害者への支援 ➢性被害者のためのワンストップ支援センターとの連携	●女性への暴力防止対策の充実として、県の相談支援の専門職員を増員し、正規雇用として配置し、専門的な研修を継続して受けられるようにするべき。→ 「体制整備・強化①」 ■言葉の暴力など多様化するDV問題に対応できる相談員のスキルアップを図る体制を整えることが必要。→ 「体制整備・強化①」 ★雇用・待遇改善を含め、女性相談支援員等が専門的な知識やスキルを身につけ、安心して相談に対応できる体制作りがなければ、充実した支援が難しい。→ 「体制整備・強化①」 ◆困難な問題を抱える女性への支援の充実について、警察、児相など関係機関との連携が難しい。→ ① ●女性支援新法は、当事者中心、官民協働、包括的支援を規定している。早期発見のために行政と民間のリスト（ネットワーク）作りを行う。斬新な方法でDV被害者等を支援する民間団体もある。民間との連携・経済支援が必須。→①・② ◆DVや虐待の支援策が少なく、被害者が避難等で生活を大きく変えなければならず、支援につながらないケースがある。地域によっては民間団体の育成が難しく、社会福祉協議会等と協力して支援を検討する必要がある。DV支援策として、身近な地域で避難できる場所の確保や近隣市町村間で連携が図れる仕組みづくりが必要。→ 「体制整備・強化②」・① ■当事者が利用しやすいものとなるよう、県や市町村、民間団体等による地域における役割分担など支援に関する協議の場（支援調整会議等による）が必要ではないか。→ ① ★県・市町村が連携・協働するという意識がないのではないかと、女性支援新法が施行となったなかで、民間との連携・協働についても課題となっている。→ ①・②・③	◆次期計画には、市町村職員の知識を深めるための研修会等を盛り込んでほしい。男女共同参画担当の業務内容は多岐にわたり、男女共同参画に関する知識を深めることが難しかった。→ ①・③ ★女性相談支援員だけではなく、困難な問題を抱える方々を支援している支援者が地域とともに学び、繋がる機会があると支援者同士のネットワークができるのではないかと。→ ①・③	連携強化 ①支援機関との連携強化及び民間団体等の掘り起こし ・県が所管する相談窓口の役割の整理 ・支援調整会議の開催等、被害者の状況に応じた支援機関同士の連携強化 ・民間支援団体との定期的な情報交換の実施 <table><tr><td>成果指標</td><td>現状（R6）</td><td>目標値（R12）</td></tr><tr><td>協働する民間団体等の数</td><td>0 団体</td><td>7 団体</td></tr></table> ②民間支援団体に対する連携支援の強化 ・困難な問題を抱える女性への支援を行う民間団体に対する支援 ・女性相談支援員等に対する連携への理解を促す研修の実施 ③市町村の支援体制づくりへの支援 ・市町村における計画づくりの促進 ・市町村の窓口担当者（女性相談支援員を含む）への理解促進のための説明会等の継続的な実施 <table><tr><td>成果指標</td><td>現状（R6）</td><td>目標値（R12）</td></tr><tr><td>市町村女性支援基本計画策定市町村数</td><td>2 市町村</td><td>77 市町村</td></tr><tr><td>市町村DV防止基本計画策定市町村数</td><td>56 市町村</td><td>77 市町村</td></tr></table>	成果指標	現状（R6）	目標値（R12）	協働する民間団体等の数	0 団体	7 団体	成果指標	現状（R6）	目標値（R12）	市町村女性支援基本計画策定市町村数	2 市町村	77 市町村	市町村DV防止基本計画策定市町村数	56 市町村	77 市町村
成果指標	現状（R6）	目標値（R12）																		
協働する民間団体等の数	0 団体	7 団体																		
成果指標	現状（R6）	目標値（R12）																		
市町村女性支援基本計画策定市町村数	2 市町村	77 市町村																		
市町村DV防止基本計画策定市町村数	56 市町村	77 市町村																		